

○財務省告示第五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百
十七回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条及
び第六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------------|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|----|---|----|
| 十四 | 第二期 の利息 | 以後 | 毎 | 年 | 六 | 月 | 二十 | 日 | 及 | び | 十 | 二 | 月 | 二十 |
| 十五 | 償還 期限 | 償還 | 日 | を | 支 | 払 | 期 | とし | 、 | 各 | 支 | 払 | 期 | にお |
| 十六 | 償還 金額 | 償還 | い | て | 、 | そ | の | 日 | 以 | 前 | 六 | 月 | 間 | に |
| 十七 | 元利 支額 | 元利 | る | 利 | 子 | を | 支 | 払 | う | 。 | 前 | 六 | 月 | 間 |
| 十八 | 払込 参加 | 払込 | 平 | 成 | 四 | 十 | 五 | 年 | 十 | 二 | 月 | 二十 | 日 | |
| 十九 | 払込 期日 | 払込 | 日 | 本 | 銀 | 行 | 額 | 百 | 円 | に | つ | き | 百 | 円 |

財務大臣から通知を受けた者
 平成二十五年十二月二十日